

日本中世の手形

——新見莊の割符について——

佐藤 泰弘

【要約】 一五世紀の日本では割符と呼ばれる手形が用いられていた。本稿は、備中国新見莊から京都の東寺に送られた割符を詳細に検討し、割符に関する理解を更新した。まず割符の様式について。割符は小さい紙に書かれ、金額や日付の部分に印もしくは判がある。これと同様の印・判は返抄と呼ばれる一世紀の受領証にも見える。これらの印・判は文書の真正さを示すものであり、割符の印・判を割印・符丁であると解釈する通説は成り立たない。つぎに割符の機能について。割符は金を元の所持者から第三者に移転するために用いられた。割符は畿内の問屋もしくは商人によって発行され、商人が地方で商品を買付ける資金を入手するために用いられた。商人は割符と引き替えに、莊園から京都に送られる年貢金を入手した。一方、商人から割符を入手した莊園の管理者は、割符を京都の領主に送り、領主は指定された問屋で割符を換金した。金の所有者を位置付けることにより、割符の取引に関与した人々の立場と役割を従来よりも簡明に説明した。つぎに割符と商品輸送の関係について。従来の研究によると、ある割符の換金に充当される資金は、商人がその割符と引き替えに得た銭で購入して京都に運送した商品の売却代金である。しかし、それとは別に、商品の輸送と売却に関係なく、問屋が管理する商人の資産が割符の換金に充当されることがあり、これが問屋との取引が安定した規模の大きい商人が採用した割符の運用方法であった。

史林 九六巻五号 二〇一三年九月

はじめに

割符（さいふ）は、一四・一五世紀の日本で用いられた一種の手形である。地方の莊園から京都の領主に年貢銭を送付

するに際し、現物の銭貨（見銭）を送る代わりに割符を送付し、畿内で割符を換金して見銭を取得することが行われていた。

割符に関する研究は一九九〇年代から急速に進展した。その嚆矢となったのが桜井英治氏の研究である。桜井氏は、一枚一〇貫文という定額の割符が存在すること、紙幣のように流通する割符があること、割符に割印が用いられていることなど興味深い論点を提示した。ついで宇佐見隆之氏は、「かわし文言」割符と「預かり文言」割符という割符の様式的な違いに注目し、現代の小切手や約束手形との対比から、桜井氏を批判的に継承して研究を深めた。^②

二〇〇六年には辰田芳雄・早島大祐・伊藤啓介ら三氏の研究が立て続けに発表された。辰田氏は割符の裏付に注目し、地方から運ばれた商品の売却代金が割符の換金に宛てられることを論じた。^③ 早島氏は、割符に加えられた割印や符丁に注目し、地方から中央へ輸送される見銭と割符との対応関係という観点から論を展開した。^④ 伊藤氏は辰田氏と同じく、地方から中央へ送られる商品に注目し、割印・符丁を活用して割符と船荷とが対応することを論じた。さらに商品を売却した代価を支払いに充てる割符と、中央に担保された銭を支払いに充てる割符の存在を示した。^⑤ その後、井上正夫氏が割印・符丁を用いた割符の運用の革新性について論じている。^⑥

このように割符の研究は大きく進展した。しかし精緻な論が展開するほどに、割符に即した基礎的研究が必要であるように感じられる。そこで本稿では、諸研究を踏まえつつ、割符の基礎的な事実を確認してみたい。

割符の正文は残されていないが、備中国新見荘から領家の東寺に送られた割符の案文が六通あり、割符の遣り取りに関する史料も多数残されている。^⑦ 従来の研究は新見荘の割符を主な検討対象としてきた。そこで本稿でも新見荘の割符を取り上げることとする。

新見荘は備中国の山間部、現在の岡山県新見市に相当する荘園である。代表的な中世荘園の一つとして荘園史研究における蓄積は分厚い。^⑧ 新見荘は後白河院が建立した最勝光院の所領の一つであり、地頭方・領家方に下地中分されていた。

最勝光院が衰微したのち、後醍醐天皇の時に東寺に最勝光院方の供僧が設けられ、最勝光院領も東寺へ寄進された。室町期に東寺が領有していたのは領家方であり、武家代官が置かれた。しかし荘家からの強い働きかけもあって、寛正年間に武家代官を止め、寺僧を代官とする直務代官となる。寛正三年（一四六二）八月五日に祐清が直務代官として入部し所務を行った。しかし祐清は翌年八月二五日に殺害されてしまう。^⑤その後、三職と呼ばれる現地の荘官（公文・田所・惣追捕使）は新たな代官の派遣を求めながら、年貢の収納と京進に努めた。祐清や三職が寺家と遣り取りした各種の文書が残され、最勝光院方の会議録である評定引付にも記事が散見する。六通の割符案について検討する前に、祐清による割符の運用を検討しておきたい。

- ① 桜井「割符に関する考察」（『日本中世の経済構造』岩波書店、一九九六年、発表は一九九五年）。なお古典的な研究としては、三浦周行「為替手形の起源」（『法制史の研究』岩波書店、一九一九年）、豊田武「為替取引の発生」（『豊田武著作集』第二卷中世日本の商業、吉川弘文館、一九八二年。発表一九三七年）。中田薫「徳川時代の為替手形文言について」（『法制史論集』第三卷上、岩波書店、一九四三年。発表一九三九年）がある。
- ② 宇佐見「割符考」（『日本中世の流通と商業』吉川弘文館、一九九九年）。
- ③ 辰田「年貢送進手段としての割符について」（『室町・戦国期備中国新見荘の研究』日本史料研究会、二〇一二年。発表は二〇〇六年）。
- ④ 早鳥「割符と遠隔地交通」（『首都の経済と室町幕府』吉川弘文館、二〇〇六年）。
- ⑤ 伊藤「割符のしくみと為替・流通・金融」（『史林』八九・三、二〇〇六年）。
- ⑥ 井上「割符のしくみとその革新性」（『史学雑誌』二二〇・八、二〇一一年）。
- ⑦ 新見荘に関する史料は、瀬戸内海総合研究会編『備中国新見庄史料』（国書刊行会、一九五二年）および岡山県史編纂委員会編『岡山県史（二〇）家わけ史料』（岡山県、一九八六年）に収載されている。本稿では両書から引用した出典表記として、『備中国新見庄史料』は史料、『岡山県史』は県史と略記し、史料番号または頁数を記す。
- ⑧ 杉山博「庄園解体過程の研究」（東京大学出版会、一九五九年）、辰田芳雄「中世東寺領荘園の支配と在地」（校倉書房、二〇〇三年）、辰田芳雄「室町・戦国期備中国新見荘の研究」前掲など。
- ⑨ 辰田芳雄「直務代官祐清の所務の内実」（『室町・戦国期備中国新見荘の研究』前掲。発表は二〇〇三年）。

一 祐清の割符

直務代官の祐清は、【表1】に示したように五回に亘って年貢を進上している。特産品の漆・紙・蠟のほか見銭を送ることもあったが、割符による年貢銭の進上は一〇枚つまり一〇〇貫文におよぶ。このうち寛正三年（一四六二）一月から一二月にかけて送付された七枚については史料上の記事が豊かであり、割符の特徴を読み取ることができる。そこで概略を説明しつつ必要な史料を提示する。

祐清は一月一日、一人の中間に割符四枚を持たせて東寺に送った。この時は備前・播磨で「徳政蜂起」という状況であったが、割符は一月一六日に東寺に届いた。東寺では道忠に割符を持たせて、広瀬で「割符付」つまり裏付を行った。その後、広瀬と尼崎で二枚づつ、割符と引き替えに見銭を受け取っている。この「割符取」のため広瀬には道忠が遣わされた。尼崎の使者は了藏であったと考えられる。銭の用途を記した支配状が、広瀬分は一月二〇日に、尼崎分は二九日に作られている。そこには換金の経費が以下のように記されている。

a 六十文、道忠、広瀬エ割符付候時粮物

百五十文、（道忠）船賃以下、
割符取之時
門指三人粮物

百文、銭ノ駄賃 五十文、鶴森蔵口就銭事也

b 五百文、アマカ崎割符取入足 廿文、了藏酒直

割符は無事に換金されたが、東寺は京都での支払を求めていたため、広瀬や尼崎で見銭を受け取るのは不満であった。見銭を運送する手間と費用に止まらず、路次の安全も心配であったのではなからうか。東寺は一月二八日の書下において、割符には煩いがあると祐清に伝えている。

【表1】 祐清による割符の進上

	発送日	京着日	所要日数	送付品目	典拠
I	寛正3年11月1日	11月16日	15日	割符4枚	史料219・県史1138頁
II	11月14日	11月25日	11日	割符1・漆大桶1桶	史料220・県史1139頁
III	12月13日	12月25日	12日	割符2・紙9束	史料225・県史1139頁
IV	寛正4年2月22日	3月2日	10日	割符2・紙7・漆小桶1	史料228・県史1140頁
V	6月21日	閏6月1日	10日	割符1・見銭5貫・蠟1斤	史料234・県史1143頁

c 先立御年貢割符、あまか崎・山崎など二候て、種々煩共候。さ候間、公平多入て候。於向後者、如此煩なる割符を給候て、非分の入足をは国より可有其沙汰候之由、可申旨候。

この間、祐清は十一月一日にも割符を進上しており、東寺は二八日の書下でその請取を送っている。^⑦ この割符は京都で支払われることになったのであろう。

d 御年貢銭拾貫文割符運上、御目出候也。仍請取、別昏進之候。

祐清は二月一三日の注進状で、新たに二〇貫文分の割符を送った。十一月一日に送った割符について弁明し、今回の割符については問題ないことを伝えている。^⑧

e 先度割符、山崎ひろせ大もんし屋にて、うら付を仕候て、京都にて料足可度由申候ほと二、取進候処、あまか崎なとまで煩敷候ける。曲事候。以後ハ心得申候。此割符ハ山崎ひろせにて、うら付仕候て、京にて料足可度候。万一ひろせにて錢度候ハんと申候ハ、割符屋より京まで、たちんにて付候へと、堅可被仰候。為其、割符ぬしのそへ状のほせ申候。たちの事ハ、国の割符ぬし、ひろせのさいふ屋へ可立よし申候。

この一二月一三日に送った割符は二五日に京着したが、最勝光院方評定引付の二七日条には次のように見えている。^⑨

f 自新見庄、人夫一人、昨夕参着候。仍式拾貫文、以割符運送之。又料紙九束、同進上之。仍彼割符、来年正□十□裏付也。除足等事、衆儀之通、載一紙、渡公文之了。

以上から分かることは、従来の研究が指摘していることもあるが、次の通りである。

第一に、支配状には広瀬での「割符付」と「割符取」、尼崎での「割符取」の経費が計上されている（史料a b）。尼崎分に割符付が見えないのは、山崎広瀬の大字屋でそれも含めた四通の

割符に裏付を行ったからであろう。すでに論じられているように、裏付の後に支払が行われること、支払は裏付と同じ場所で行われるとは限らないことが分かる。なおこの経費は「割符付」「割符取」のため東寺が使者を派遣した経費であり、裏付・支払において大文字屋側への手数料は発生していない。広瀬では「船賃以下、割符取候時、門指三人粮物」と「銭ノ駄賃」が別個に計上されているが、尼崎では「アマカ崎割符取入足」に一括されている。遠方のため、尼崎の経費は広瀬の倍額であった。

第二に、国の「割符主」と広瀬の「割符屋」が見える（史料e）。割符主は備中で祐清に割符を渡した人物であり、割符屋である山崎広瀬の大文字屋は割符に裏付をして支払を手配している。割符主が書状で割符屋に自らの意向を伝えているように、割符の取り扱いは両者間で取り決められている。一月一日と二月二三日の割符はともに広瀬大文字屋が関与した割符であると考えられ、一月一四日の二通も同じである可能性が高い。

第三に、一月一日の割符（史料e「先度割符」）は、祐清と割符主との間では山崎広瀬の大文字屋で「うら付け」をして京都で「料足可度^(選)」との約束ができていたものの、実際には「あまか崎・山崎」で換金された。割符主は正確な換金場所を知らなかったのである。割符主が京都での支払を「申候ほとに」祐清が割符を取り進めていることから、換金場所は口頭で伝えられただけであり、割符の文面には記されていないと考えられる。

第四に、一月二三日の割符（史料e「此割符」）について、割符主は京都での支払を指示する副状を送る一方で、広瀬で支払われる場合についても想定している。このことから、京都での支払は大文字屋への依頼にすぎず、支払場所は大文字屋が決めたことが分かる。割符主は裏付や支払に立ち会う必要もなく、支払は大文字屋の主導性が強い。

第五に、割符の支払手続を大文字屋が主導したとしても、割符主が「可度料足^(選)」と言っているように（史料e）、支払に割符主の資産が当てられたはずである。また割符主の意向によって発生する駄賃も大文字屋が負担したとは考えがたい。これらのことから大文字屋は、備中にいる割符主に代わって、割符の支払や駄賃の支弁に当てるために割符主の資産を管

理していたと考えられる。この割符主は商品を買付けるため備中に下向した商人であろう。割符主が上京することを考えていないのは、買い付けを終えていないからではなからうか。

割符主と大文字屋の具体的な関係は、割符主が大文字屋に資産を預託していること、割符主が備中で購入した商品を大文字屋が荷受して売却することなど、継続的な取引関係が想定される。そのような取引関係を前提として大文字屋の管理する割符主の資産が割符の支払に当てられるのである。また支払場所が尼崎・広瀬・京都など一様でないことから、大文字屋が複数の割符主つまり商人と取引していたこと、彼らの売上を融通して割符の支払に当てていたことが推定できる。^⑩ 割符主が割符の支払場所を知らないことも、このような大文字屋の取引関係を前提にすれば理解しやすい。

第六に、割符には裏付の期日が記されていた可能性が高い。一二月一三日の割符が到着した時の引付には「来年正□十□裏付也」と記されている（史料f）。文字の欠損は「来年正月十日裏付也」と補うことができる。京着したばかりなので、裏付期日が書かれていたのは割符か割符主の副状のどちらかが想定できるが、副状が常に送られるとは限らず、割符に記されていたのではなからうか。

このように祐清が送った割符について興味深い特徴を読み取ることができる。また、現存する割符案には大文字屋の割符も二通含まれている。章を改め割符案について検討しよう。

- ① 表では注進状の日付を割符の發送日と見なした。京着の日付は注進状の端裏書や評定引付によるが、明確な記載がない場合は引付に記事が見える日を便宜的に京着日とした。
- ② 「寛正三年」一二月一日祐清注進状（史料二二九・県史一一四三）。
- ③ 「最勝光院方評定引付」寛正三年一二月一七日条（県史八二三、一三八頁）。
- ④ 寛正三年一二月二〇日新見莊年貢錢支配状（県史一〇四二）、寛正三年一二月二九日新見莊年貢錢支配状（県史一〇四三）。なおaは改行を加えた。
- ⑤ 「寛正三年」一二月二八日東寺公文所書下案（史料三三二・県史一一四六）。史料cでは文字の抹消・修正を略した。
- ⑥ 「寛正三年」一二月一四日祐清注進状（史料三三〇・県史一一〇七）。
- ⑦ 「寛正三年」一二月二八日東寺公文所書下案（史料三三二・県史一一四六）。
- ⑧ 「寛正三年」一二月一三日祐清注進状（史料三三五・県史九〇六）。
- ⑨ 「最勝光院方評定引付」寛正三年一二月二七日条（県史八二三、一

一三九頁)。

⑩ 中田「徳川時代の為替手形文言について」前掲ほか。

⑪ 大文字屋が他の割符屋や商人と取引しており、それを割符の支払に

当てたとも考えられる。これを桜井「割符に関する考察」前掲(二五六頁)は債権の回収として論じており、そのような場合もあったと思われる。

二 割符の様式

1 六通の割符案

新見荘から東寺に送られた割符のうち、応仁二年(一四六八)正月一〇日に届いた割符一通、三月十一日の四通、七月八日の一通は、東寺で作られた案文が残されている。この六通の割符は【表2】に示すように、文正二年(一四六七)二月から応仁二年(一四六八)三月までに発行されたものである。本稿ではこれらを割符A～Fと表記する。割符の発行順序と新見荘からの發送された順序は必ずしも一致しない。そこで文正・応仁初年の年貢進上について【表3】に概略を示した。

割符の案文には印判などに関する特徴的な注記がある。従来の研究は、その注記から割印や符丁の存在を読み取り、割符の運用について議論を展開してきた。しかし案文から正文の様式を復元する作業は、必ずしも十全ではないように思う。そこで本章では、割印や符丁という解釈を離れて、案文に付された注記から正文の様式を復元的に検討する。

六通の割符が東寺に届けられたのはA、BCDE、Fの三回に分かれており、案文は各回ごとに作られたと考えられる^④。また六通の様式は、AE、BC、DFと二通づつ三様式に分かれる。BCは同じ様式で同時に作られた案文であるが、AEとDFは同様式ながら案文の作成時期が異なっている。そのため正文における印判などの様式を含めて様式を案文から推定する場合、案文の作成者による情報の取捨選択や正確さが同じとは限らないことに留意しておく必要がある。以下、DF、AE、BCの順で検討する。

【表2】割符案一覧

	割符の日付	發送の日付(所要月数)	京着(所要日数)	総月数
A	い年10月3日 二郎四郎割符	応仁元年12月18日(2.5)	正月10日(21)	3.5
B	文正2年2月7日 大文字屋助年割符	応仁2年2月12日(12)	3月11日(28)	13
C	文正2年2月7日 大文字屋助年割符	応仁2年2月12日(12)	3月11日(28)	13
D	応仁元年12月28日 常俊割符	応仁2年2月12日(1.5)	3月11日(28)	2.5
E	ね年正月20日 二郎四郎割符	応仁2年2月12日(1)	3月11日(28)	1.5
F	応仁2年3月16日 常俊割符	(未詳) (-)	7月8日(-)	3.5

* 文正2年3月5日に応仁に改元。Aのい年は応仁元年、Eのね年は応仁2年。

【表3】新見荘からの割符運上

年月日	事項	〔典故〕
(1466) 寛正7年2月3日	若菜夫丸到来。料足300疋・帟3束5帖	〔引付 県史827〕
文正元年3月2日	夫丸参着。割符1・蠟11斤	〔引付 県史827〕
12月3日	割符2・帟10束・漆大桶1	〔引付 県史827〕
	割符取に際して支払人が逐電する	
12月29日	割符5・公事帟5束・中折帟3束	〔引付 県史827〕
	帟は盗難。割符4つは京都の支払人が逐電し、1つは翌年正月6日に換金	
(1467) 文正2年2月7日	割符BC:大文字屋	
応仁元年3月6日	2月26日注進状で割符を進上	〔引付12日条 県史828〕
28日	割符7つの注進状を披露	〔引付 県史828〕
4月1日	割符7つの裏付が終わり請取を發行	〔引付 県史828〕
6日	実相寺・宝蔵院が割符(3月28日到来分か)について訴訟	〔引付 県史828〕
6月2日	代官乗観房祐成が上洛(5月29日到着)し、去年年貢20貫余を運上	〔引付 県史828〕
22日	山崎割符を取りに門指5人を遣わす(6月2日の20貫か)	〔引付 県史828〕
10月3日	割符A:二郎四郎	
12月18日	初穂分に割符1つ(割符A)を進上	〔三職注進状 新見318 県史916〕
28日	割符D:常俊	
(1468) 応仁2年正月10日	割符1つ到来〔所要日数21日〕	〔引付 県史829〕
11日	割符の換金に道仲を堺に遣わす(路銭300文を下行)	〔引付 県史829〕
12日	割符の案文を作り正文を道仲に渡す(割符A、引付11日条)	〔引付 県史829〕
18日	道仲が堺割符の換金について報告	〔引付 県史829〕
	淀の者に「カワシ」て20日に六角室町で銭を受け取る手配をする	
20日	割符の換金が成功したことを伝える	〔増祐書下 新見323 県史1117〕
20日	割符E:二郎四郎	
2月12日	割符換金の成功をうけ割符4つ(割符BCDE)を進上	〔三職注進状 新見324 県史427〕
3月11日	割符4つ到来(広瀬2・堺2)〔所要日数28日〕	〔引付 県史829〕
13日	大文字屋と裏付の交渉	〔引付 県史829〕
16日	割符F:常俊	
7月8日	堺割符1つ(割符Fか)到来	〔引付 県史829〕

* 寛正7年2月28日に文正に改元、文正2年3月5日に応仁に改元。

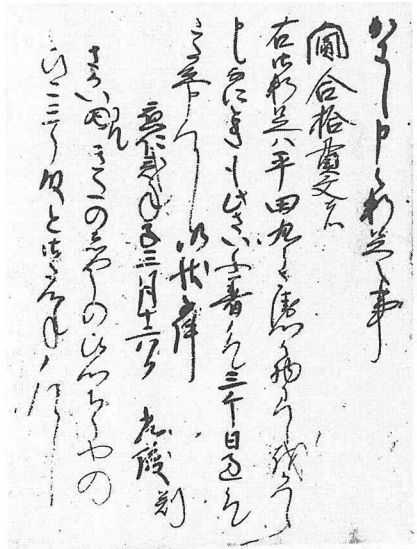


図1 応仁2年3月16日常俊割符

*京都市総合博物館所蔵教王護国寺文書

割符D Fは次のような文書である。割符Fを【図1】に示した。

D かわし申料足の事

いんはん 合拾貫文者

右之料足ハ、ゆハとの、物にて候を、かハし申候。なにときも此さいふ着て三ヶ日過候てこたゑ候へく候。仍状如件。 応仁元年亥十二月廿八日 常俊判

いんはんあり

さかゑ二てハきたのしやうのひつちうやとこ五郎とのへと御たつねあるへく候。

F かわし申候料足の事

(圖) 合拾貫文者

右御料足ハ、平田九郎さ衛門か物にて候を、かハし申候。なにときも此さい着候て三ヶ日過候てこたゑ申候へく候。仍状如件。

応仁貳年子三月十六日 常俊判

さかい□きたのしやうのひつちうやのひこ三郎殿と御たつね候へく候。

この二通はともに常俊が発行したもので、様式も文面も類似している。Dは「いんはんあり」との注記が金額の上と日付の次行に記されている。正文においては、金額と文末との二箇所捺印されていたと考えられる。Fは金額の上部に印影が写されており、この部分に捺印されていたことが分かる。Dが「いんはんあり」と注記し、Fが印影を模写しているように、案文の書き方は異なる。しかし二通の割符が同一人物の手になることから、Dの印判とFの印影は同じ印である

こと、Fの文末にもDと同じく捺印されていたことを推定してよいだろう。なお末尾の一文は割符付の情報として付加されたものであろう。

割符A Eは次のような文書である。

A 「さかいにて御たつねあるへきところハきたのしやうひん中やのひこせつと御たつねあるへく候」
（端裏書）

「新見ヨリノ割符ノ案 応仁二 正 十二」

かわし申候料足の事

印判アリ

○合拾貫文

右料足ハ、さかへ二郎四郎かわし申候。御うたかひなくやかて御こたへあるへく候。

い十月三日 □□判

ひこ五郎殿

E かわし申候料足の事

合拾貫文者

右料足ハ、さかへ二郎四郎かわし申候。やかて御こたへ候て可給候。

ね正月廿日 一一判

ひこ五郎殿へ可申候。

さかいひつ中□□ひこ五郎とのへ ひつ中一一

割符A Eは年号ではなく干支が記されており、これまで、割符Eは「ぬ」年と読まれてきた。しかし、この文字は欠損により判読しづらいが、残画は「ね」である。つまりEは応仁二年「ね」年（二四六八）のものである。署判から名前を④読み取るとは難しい。しかし年を干支で表記していること、文面が共通していることから、同一人物が発行した割符と

考えてよいだろう。干支の訂正によつて、Aは応仁元年一〇月、Eは応仁二年正月となり、発行時期も近接する。Aは「合拾貫文」の上部に圈点を付して「印判アリ」と注記しており、正文では額面部分に捺印されていたことが分かる。Eは印判に関する注記がないが、案文の作成者が異なるためであろう。Eの正文はAと同じく額面部分に捺印されていたと考えられる。なお割符Eの宛所は不自然であり、宛所に「へ可申候」と書き足されたのではなからうか。また末尾の一行は早島氏が指摘するように切封上書が写されたのであろう。

割符BCは次のような文書である。

B (裏書)「来卯月十日^{水内判}上可申候。 判

あつかり申料足の事

合拾貫文者

右の御用とうハ、ひろせ大もんしやあつかり申候。此さいふ来三月中に付候て、京にて五ケ日すき上可申候。

文正二年二月七日 ^{ひろせ 弥左衛門} 助年判

文字年号判アリ

C (裏書)「来卯月十五日^{水内}上可申候。 判

あつかり申料足の事

合拾貫文者

右の御用とうハ、ひろせ大もんしやあつかり申候。此さいふ来四月中すき御付候て、京にて五ケ日すき上可申候。

文正二年二月七日 ^{ひろせ 弥左衛門} 助年判

文字年号判アリ

助年が同日に発行したもので、文面も裏付期日を除き同じである。奥には「文字年号判アリ」と注記されている。これ

を早島氏は「文字・年号・判アリ」つまり「文字・年号・花押が書かれている」と読んだ^⑤。しかしこの注記は「文字・年号・判アリ」つまり「文字・年号には判がある」と読むのが自然である。これは正文において金額（〇〇貫文）と年号の部分に「判」が据えられていることを示している。短い文字列の解釈を決めるのには困難がともなうが、BCの額面に判があるならばDF・AEの印と対照的になることは、この解釈の妥当性を支持する。また両者の対照性が承認されれば、DFの文末に捺された印は、BCのように、日付への捺印であると考えることができる。なお裏書は従来の研究が指摘するように、大文字屋による裏付である。

以上、割符案の注記から、正文には額面や日付に印判もしくは判が加えられていたことを読み取ることができる。この印判と判とは排他的に使用されている。割符には額面や年月日に捺印するか、加判するかという二つの作法があったことになる。ただし案文の注記から正文の実像を思い描くことは難しい。そこで、同じような捺印や判のある平安時代の文書を参照したい。それは「文字年号判アリ」など注記の解釈を裏付けらると思う。節を改めて検討する。

2 返抄と割符

次に示す史料 g・h は、長保二年（一〇〇〇）一月二七日と長保二年二月二日の東大寺燈油納所返抄である^⑥。

g 東大寺燈油納所返抄 高市郡南郷 （裏）「高市南貞包上」

検納油参升、^{【封】}上人僧満慶

右燈油当年料、八多常茂所進、検納如件。故返抄。

長保貳年^{【封】}廿八日十一月

上座威儀師「英鳳」

納所預堂達「禪因」

h 東大寺燈油納所返抄 高市郡南郷 (裏) 「石安上 重松方

檢納燈油陸升事 高市南貞包上

右当年料、玉手安吉名所進、檢納如件。故返抄。

長保式年十二月二日

上座威儀師 預堂達「禪因」○「燈」印一一顆あり

史料gは写真を【図2】に示した。これは大和高市郡の僧滿慶が納めた燈油三升五合を檢納したもので、上座威儀師英鳳と納所預堂達禪因が署判を加えている。モノクロの図版では分かりづらいが、英鳳の草名は朱書であり、「參升」「伍合」と「長保貳年十一月」に重ねて書かれた「封」の文字も朱書である。禪因が作った返抄に、英鳳が自身の草名と「封」字を加えたものと考えられる。

史料hは史料gと同じ燈油納所の返抄であるが、禪因のみが署判している。英鳳の署判はなく、朱印が文字の書かれた部分を覆うように捺されている(三列一一顆)。この印は印文が「燈」一文字であり、寺家の印ではなく燈油納所の印であると考えられる。また全面に捺印していることは令制の文書が全面に捺印したことを継承している。^⑦

この二通も含め長保年間の燈油納所返抄が一三通が残されており、収納額・日付の二箇所「封」と朱書されたものと全面に捺印されたものと二分される。燈油納所は英鳳のもとで禪因が収納を担当したが、返抄には二つの様式が使われていた。^⑧

この二つの様式については、封物の返抄について定めた斉衡三年(八五六)六月五日と貞観一〇年(八六八)六月二八日の太政官符が参考になる。^⑩ 諸国が貴族・寺院など封家に納める封物は規定額が小分けにして進上され、封家は収納の都度に捺印した返抄を發給することになっていた。しかし封家では、収納の時に仮の受領証を發行し、完納した後正式な受領証を發行しており、二重の受領証によって種々の混乱が生じた。そのため斉衡三年(八五六)に太政官は、仮の受領証



図2 長保2年11月27日東大寺燈油納所返抄

* 国立歴史民俗博物館水木文書

に捺印することで正式な文書とし、受領証を二重に発行することを止めるように命じた。しかし封家の印に関する規定がなかったため、捺印は徹底しなかった。そこで貞観一〇年（八六八）に朝廷は諸家印の規格を定め、印の使用を励行した。斉衡三年の官符では、仮の受領証が「白紙日収」「丹封借収」、正式の受領証が「捺印日収」と呼ばれている。日収というのは、納めた日ごとの領収書という意味である。「白紙日収」とは無印の日収、「丹封借収」は史料gのように「封」と朱書したものである。「丹封」は封家の収納担当者が無印を憚って加えたのであろうが、「借収」と呼ばれるように、仮のものでしかなかった。これに対し「捺印日収」は印を捺した日収であり、これが正式の受領証となった。また貞観一〇年の官符には「印之為用、実在取信。公私拋此、□決嫌疑」とあり、捺印の目的は正式な文書であることを証するためであった。日収が真正な返抄であることを示すために捺印されたのである。

燈油納所返抄にみえる二つの様式は、斉衡三年官符にみえる「丹封」と「捺印」に相当する。斉衡の官符は「白紙日収」も「丹封借収」も排除するものであった。しかし燈油納所では「丹封」が「捺印」とともに使われている。そして丹封は、斉衡・貞観の官符によると仮のものでしかないが、燈油納所では必ずしもそうとは言えない。史料g hからは、英鳳がいれば丹封を加え、英鳳が不在の時に朱印を捺していることが分かる。ともに禪因が日下に署名しており、捺印は禪因によると考えられる。禪因が印を管理しており、英鳳が不在の場合、英鳳による丹封の代わりに捺印しているのである。両者の身分を考えると丹封が上位の様式であり、捺印は丹封を代替する下位の様式である。しかしそれは担当者の問題であって、返

抄自体に仮か正規かという違いがあるわけではない。返抄の真正さという点において丹封と捺印は同格である。

斉衡・貞観の官符が想定する捺印は封家の印であり、東大寺では「東大寺印」「造東大印」がそれに当たる。燈油納所返抄の丹封・捺印は九世紀の様式を継承しつつも、封家の印ではなく納所の印が使用されている。燈油納所の返抄は、九世紀の返抄の様式を継承しながらも、それとは異なる独自の性格を持っているのである^⑬。

以上のような燈油納所返抄に関する知見をもとに割符を見ると、返抄の丹封・捺印と割符の判・印判とが照応することが分かる。

まず燈油納所返抄における丹封は割符における判に対応している。返抄の収納額・日付の二箇所に加えられた「封」の朱書を文章で表現すれば、割符BCの「文字年号判アリ」という注記になる。割符の「判」が朱書か墨書かは未詳であり、どのような文字が書かれたのかも明らかではない。しかし、返抄と割符とは額面・日付に判を加えることにおいて様式的に相同である。「文字年号判アリ」が額面と日付の加判を示していることは、確かな裏付けを得たことになる。

返抄との対照は割符の割印説にも疑問を投げかける。割符の印も、割印ではなく、返抄のような一般的な捺印ではなからうか。割印説の論拠は、割符Fに写された印影の形態、およびそれを『教王護国寺文書』が「割印寫・印文「圓」と注記したことである^⑭。確かに印影の写しは割印のようにも見える。しかしこの印影は、楕円形の下部が「合」と重なって見づらかったため、上部だけを写したのではなからうか。もし割印であれば料紙の中段に捺すのは不自然であり、料紙の端に捺すのではなからうか。また割符Dは二箇所に印判があり、割印を二箇所に捺すことも考えづらい。印文の文字数も、朱印か黒印かも未詳であるが、割符の印は通常の捺印と考えるのが妥当であろう^⑮。

以上、燈油納所返抄と対照することによって、割符案の注記は額面や日付における捺印や加判を示すものであることが明らかになった。この捺印や加判の役割は、返抄の場合と同様に、その割符が真正な文書であることを示すためである。割符には他の文書や帳簿と付き合わせるための割印や符丁があるわけではない。したがって符丁や割印を前提とした諸説

は、個々に批判するまでもなく、成立しない。

- ① 六通の割符案は以下の通り、東寺百合文書および教王護国寺文書である。またB・Cは一紙に写されている。
- A 東寺百合文書七二
 B 東寺百合文書一七三(一) 影写本サ二六九一七二
 C 東寺百合文書一七三(二)
 D 東寺百合文書一七三(三)
 E 東寺百合文書一七三(四)
 F 教王護国寺文書一七八卷二(六一一七九〇)
- ② 桜井「割符に関する考察」前掲(二四七・二六七頁)、早島「割符と遠隔地交通」前掲(一一一・一一六・一一七頁)。
- ③ 桜井氏は割符B・Cが応仁二年三月に届いた四通のうちに含まれる可能性を示したうえで、応仁元年三月に届いた七通のうちであると考えている(桜井「割符に関する考察」前掲、二六八頁)。しかし宇佐見氏も論じるように、案文の残され方から考えて、応仁二年三月の四通に含まれると考えるのが妥当である(宇佐見「割符考」前掲、二五一頁)。
- ④ 京都大学文学部古文書室架蔵の写真帳により確認した。
- ⑤ 早島「割符と遠隔地交通」前掲(一一六頁)。なお桜井「割符に関する考察」前掲(二六七頁註②)は「何らかのメモ」と理解している。
- ⑥ 史料gは国立歴史民俗博物館所蔵水木文書(『平安遺文』四五八七)、史料hは水木管夫所蔵文書(『平安遺文』四五八八)。ともにカラー図版が、国立歴史民俗博物館編・発行「収集家一〇〇年の軌跡 水木コレクションのすべて」(一九九八年)に掲載されている。同書によると長保二年一月二七日燈油納所返抄は縦二四・九cm、横一一・二cmである。なおg・hともに合点を略した。
- ⑦ 「燈一印はほぼ一寸四方である。
- ⑧ 平安時代後期の太政官符では首部の一類と署判部の二類に限られたものも知られており、官符においてすら全面に捺印する作法が失われる(荻野三七彦「印章」『大百科事典』平凡社。吉川真司「外印諸印考」『律令官僚制の研究』瑞書房、一九九八年、発表は一九九五年)。
- 返抄は捺印しなくなる。東大寺文書に見える一二世紀の返抄は、例えば平治元年七月一日東大寺仏聖米返抄(『平安遺文』三〇〇二)のように、捺印も丹封もない白紙である。白紙については中野栄夫「白紙について」(井上光貞博士還暦記念会編『古代史論叢』中巻、吉川弘文館、一九七八年)参照。
- ⑨ 一二通の燈油納所返抄のうち残り一〇通は『平安遺文』三九六・三九七・三九八・三九九・四〇〇・四〇一・四〇二・四〇三・四〇四・四〇五・四〇六・四〇七である。
- ⑩ 齊衡三年六月五日太政官符(『類聚三代格』二二二二二)、貞観一〇年六月二八日太政官符(『類聚三代格』一七二七二)。
- ⑪ 返抄の日付・額面に封を加える積極的な理由は、返抄の作成過程から推測することができる。齊衡三年六月五日太政官符(『類聚三代格』二二二二二)によると、返抄には少なくとも一名の家司が署判して捺印することになっていた。しかし返抄を収納の現場で作成し、その都度に家司の署判を得るのは手間が掛かって実用的ではない。そこで額面・日付および宛所を空欄にした返抄を作成し、あらかじめ家司の署判を得ておき、収納の場で収納担当者が額面・日付や宛所を書き入れたと考えられる。その際、特に重要な額面・日付については、収納の担当者が丹封を加えたのであろう。このような便法が九世紀には行われており、それが官符に見える「丹封借取」の実態であろう。そこで

生まれた額面・日付に丹封を加える作法が、様式となって継承されたのであろう。例えば東大寺返抄には三網の位置書があり、実際に割判が加えられたものがある。一一世紀の返抄は全く割判のないものもあつて形骸化しているが、本来は、三網が割判したはずである。この点、かつて朝尾直弘氏より得た「教示にヒントを得た。

⑫ 返抄制度については北條秀樹「文書行政より見たる国司受領化」〔日本古代国家の地方支配〕吉川弘文館、二〇〇〇年。発表は一九七五年〕参照。

⑬ 燈油納所返抄のほか長保元年から四年に東大寺が発給した返抄が四五通知られている。白米・利稻など大和国が納める資物に対する返抄である。差出所は東大寺・造東大寺・白米納所・納米所など一様ではないが、英鳳（のち大威儀師）のもとで大堂達明円が米や稲の取納を担当している（佐藤泰弘「東大寺の組織と財政」〔日本中世の黎明〕京都大学学術出版会、二〇〇一年。発表は一九九七年）。原本調査が必要であるが、一部例外を除き、取納額・日付の二箇所に「封」と朱書されたものと全面に捺印されたものとに分かれる。長保二年一月一六日東大寺返抄（内閣文庫所蔵『平安遺文』四五九一）には朱書・捺印の両方が加えられているが、それ以外では朱書と捺印は重複しない。長保三年閏二月十九日東大寺返抄（水木菅夫所蔵文書『平安遺文』四五九三）は、英鳳が墨書で署判し、印文未詳の印を捺している

三 割符の機能

1 三種類の割符

前章では割符の様式的特徴について検討した。つづいて本章では、割符A～Fの内容を三つの様式ごとに検討する。そ

（国立歴史民俗博物館編『収集家一〇〇年の軌跡 水木コレクションのすべて』前掲、六二頁）。また東大寺返抄・造東大寺返抄では「東大寺印」「東大之印」など寺家の印が捺されたものもある。英鳳以外の三網の位置がある場合は寺家の印を用いる傾向にあるが、例外も多い。長保年間の返抄については捺印の規則性を明らかにすることが課題として残されている。なお白米の取納は白米納所返抄・東大寺納米所返抄・東大寺返抄があるが、燈油の返抄は燈油納所に限られている。「燈一印」の存在とも合わせて、東大寺では燈油の取納組織の自立性が高かったのではなからうか。これは油倉の成立に関係するかもしれない。なお印の機能について論旨の曖昧な点は高橋昌明氏・野田泰三氏のご教示により改めた。

⑭ 赤松俊秀編『教王護国寺文書』第六卷（二九二頁）。桜井「割符に関する考察」前掲（二四七頁）。

⑮ 返抄と割符の捺印は、印の顆数が異なっており、丹封・加判のようにには相同とは言えない。しかし返抄の捺印は旧来の作法に従っているだけである。実例は知られていないが、全面的に捺印する作法が失われれば、丹封の代わりにそれと同じ位置に捺印することが想定できる。なお印の管理は機関の印か個人の印かで異なり、今後の検討課題である。また割符の割印説は成り立たないが、割印の使用それ自体は検討すべき課題である。

の際、割符によって誰の銭が支払われるのかに留意したい。手形を決済するときに重要なのは誰の資金が支払に充当されるかである。そこで本稿では、割符の支払に当てる銭を所持する人物を銭主と呼ぶ。^①

割符B Cは、広瀬大文字屋の助年が某の銭を預かり、京都で期日を定めて支払うことを約束した文書である。この銭を預けた人物が銭主である。割符の文面は、助年と銭主との二者間における預託関係として完結している。しかし従来の研究が指摘するように、預けた人物の名前が明記されていないため、割符を持参する第三者が大文字屋の預かる銭主の見銭を取得することができる。割符B Cは持参人払の手形として用いられ、銭主の資産を第三者に移転する機能を果たすのである。

この割符B Cに見える大文字屋は、五年前の寛正三年（一四六二）に祐清が送った割符を取り扱った割符屋である。第一章では大文字屋が割符の支払において主導的な立場に立っていたことを述べた。それは、割符B Cを大文字屋が発行していること、割符に見える固有名詞が大文字屋だけであることに合致する。ただし祐清の送った割符が支払場所を記していなかったと考えられるのに対し、割符B Cは京都での支払を明記している。これらは新見荘から東寺へ送金するため、京都での支払を求める東寺の意向に沿って作られた特別な割符であった可能性が高い。^②逆に言えば、祐清の送った割符は、割符B Cから支払地の指定を削除したものではなかったであろうか。

また祐清の割符に裏付期日が記されていたと推測したが、割符B Cには他の四通と異なり、裏付期日の指定がある。裏付は一箇月後・二箇月後に指定されている。裏付の期日が厳格であったことは、東寺領若狭国太良荘の事例から分かる。^③太良荘の代官は現地で割符主から割符を買って送付したが、東寺は換金を急いで期日前に裏付を求めた。しかし裏付が拒否されたため東寺は割符を太良荘に返却し、割符主が東寺と支払期限を交渉するため上洛している。なお割符に裏付期日が記されることは、割符屋が複数の割符主と取引していることを考えれば理解できる。割符屋は割符を発行する際、一度に多額の支払を求められることを回避するため、裏付期日を振り分けていたのであろう。このように期日以前には裏付は

できない。しかし期日になれば裏付を経て預けた銭が払い戻されるのであり、論理的には銭が大文字屋に担保されていることになる。^④

割符D Fは同じ様式である。そこで以下では割符Dに即して、具体的な人名を用いて説明する。この割符は常俊がゆは殿の銭を「かわし」、割符の提示により三日後に支払うことを約束したものである。その解釈は先行研究において分かれている。桜井氏は、常俊がゆは殿に割符を発行し、ゆは殿が割符を新見荘にもたらしたと理解している。^⑤伊藤氏は、常俊が割符を発行してゆは殿の銭を新見荘に「かわし」と論じる。^⑥桜井説では、常俊がゆは殿から銭を受け取って割符を発行することになり、常俊がゆは殿の銭を預かることと同じである。そのため「かわす」が「預かる」と同じ行為となり、「かわす」の特徴が分からない。また銭を預けたゆは殿の名前が記されることは、第三者が受取人となる割符には相応しくない。伊藤説は穩当に見えるが、ゆは殿が常俊の荷を畿内に運漕し、その売却代金が割符の換金に充当されることを想定している。ゆは殿を運漕人とする理解は、割印説・符丁説に依拠しており、成り立たない。

この割符Dは、割符を提示した人物にゆは殿の銭を支払うことを常俊が約束したと解釈するのが最も自然である。ゆは殿は錢主であり、この割符は、匿名の第三者にゆは殿の銭を取得する権利を付与した文書である。換言すれば、常俊が錢主の銭を第三者に移転しているのである。この移転という行為は「かわす」の語感に相応しい。^⑦

また割符の提示から三日後に支払うことを約束していることにも注意したい。割符はいつ提示してもよく、提示から支払までの期間も短い。このことは、支払に当てるゆは殿の銭を常俊が確保していることを意味している。^⑧常俊はゆは殿の代理人として資産を管理・運用していると考えることができる。ただし実際にゆは殿の銭を保管しているのは、割符の提示先に指定された備中屋である。

割符A Eは日下の署判が判然としないが、先にも述べたように、文言や様式の共通性から、同一人物が発行したと考えるのが妥当であろう。発行者が彦五郎に料足の支払いを依頼する書状である。

この割符では「右料足ハ、さかへ二郎四郎かわし申候」の解釈が問題となる。桜井氏は割符の発行者が銭を「二郎四郎にかわした」と解釈する。つまり二郎四郎が銭を受け取るのである。これに対し伊藤氏は、割符に受取人の名前が書かれているのは不自然であることを指摘し、「二郎四郎がかわした」とする。ただし伊藤説は二郎四郎を荷物の運漕人と位置付けており、先のD Fと同じ解釈上の難点がある。

この「二郎四郎かわし申候」という一節は、伊藤氏と同じく、「二郎四郎がかわした」と解釈するのが自然である。二郎四郎が彦五郎に預けてある銭の取得権を第三者つまり割符の持参人に付与したと理解するのである。ただし宇佐見氏によつて、割符Aの署判は二郎四郎とは読めない^⑩と指摘されており、署判者を二郎四郎とするのは難しい。しかし発行者が二郎四郎本人でなくとも、二郎四郎から銭の運用を任された人物、いわば代官であると考えれば問題ない。二郎四郎は銭主であり、割符の発行者が二郎四郎の代理人である。そして備中屋の彦五郎が二郎四郎の資産を保管しているのである。割符A Eは、割符D Fと同じように、発行者が銭主の銭を第三者に移転するための文書なのである。

またこの割符は「やかて御こたへあるへく候」と記し、割符の提示で即座に支払うことを求めている。これも割符D Fと同じく、換金に宛てる見銭が担保されていることを示している。

以上、割符の文面に即して解釈を施してきた。三種類の割符はそれぞれに個性的であるが、二つに大別できる。一つは割符B Cのように、割符の発行者が銭主の資金を預かつて発行するもので、「預かり型」割符である。もう一つは割符A D E Fのように、発行者が銭主の資金を第三者に移転するもので、「かわし型」割符である。この二つの型は、共通して匿名の人物が一人だけ想定されている。割符B Cでは年助が料足を「預かり」申した相手であり、割符A E・割符D Fでは常俊や某が料足を「かわし」申した相手である。この匿名の者が割符の所持者となり、支払を受けるのである。「預かり型」割符である割符B Cでは、銭主が匿名となることによつて、二者間の文書が第三者にも開かれることになる。一方、「かわし型」割符は当初から三者間の関係を想定し、第三者を匿名としているのである。このように「預かり型」と「か

わし型」は、二者間の文書か三者間の文書かという点が異なっているが、そのうち一名が匿名となることで資金を移転する手形として機能する点では共通している。^⑭この匿名の人物が書き込まれていることが割符の特色である。

2 割符主

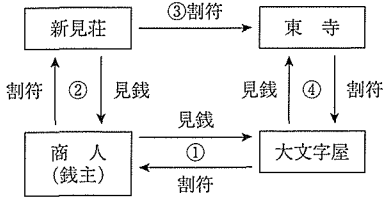
前節では、割符の文面から読み取れることに即して、その範囲内において論理的に、割符の特徴を検討した。本節では「割符主」に注目して検討を進めたい。桜井・宇佐見両氏は割符主が振出人を指す場合と支払人を指す場合とがあることを論じ、井上氏は支払人に近い理解を示している。^⑮

新見荘の史料には「割符主」という言葉が二箇所に見える。その一つは寛正三年（二四六二）二月一三日の枯清注進状である（前掲史料^⑯）。第一章で検討したように、大文字屋は割符主の資産を管理し、それを割符の換金や駄賃の支払に当てるのであろう。大文字屋は重要な役割を果たしているが、割符主は資産の所有者つまり錢主である。^⑰

新見荘の史料におけるもう一つの「割符主」に関する記事は、最勝光院方評定引付の応仁二年（一四六八）正月一八日条である。^⑱

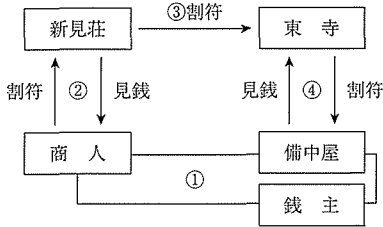
i 新見ヨリノ割符、道仲、和泉境へ持下、色々廻了簡、淀ノ者ニカワシ、来廿日可進納之。但随体、明日十九日可納之。六角室町へ来尋へキ由、申旨披露之。次境へ下候時、^(ママ)ニテ既可及生涯程ノ事アリケ^{割符主}。次。境ヨリ符中へ罷越候間、其マテ罷越、割符ヲ付、料足請取。仍人ヲ三人雇、罷向候間、十疋出之。又兩日逗留候間、粮物十疋入ル。又境ヨリ京マテノ符賃四百文、以上六百文入候由申。条々披露之処、可然致了簡、事ヲト、ケ申候条、神妙也。仍粉骨分廿疋可給之由、衆儀治定了。

この史料は割符Aの換金に関するものであり「かわし型」割符の運用例である。割符Aを換金するために道仲が和泉国堺に下ったところ、割符主が和泉国府中に出かけていたため、割符主を追いかけて裏付してもらい、換金した。道仲が「境ヨリ京マテノ割符賃」を請求していることから、見銭の受け取りは府中ではなく堺の備中屋で行われたと考えられる。



【図3】預かり型割符の取引（B・C）

- ①大文字屋が商人（錢主）から銭を預かり割符を発行する
- ②商人が新見荘に割符を渡して銭を得る
- ③新見荘が東寺へ割符を送る
- ④東寺が大文字屋に割符を提示して銭を受け取る（大文字屋が預かった商人（錢主）の銭を割符の持参人に支払う）



【図4】かわし型割符の取引（D・F・A・E）

- ①錢主が備中屋に銭を預け、運用を商人に委託する
- ②商人が新見荘から銭を得て、割符を発行する
- ③新見荘が東寺へ割符を送る
- ④東寺が備中屋に割符を提示して銭を受け取る（備中屋が預った錢主の銭を割符の持参人に支払う）

割符Aには堺北荘の備中屋の彦五郎（ひこせつ）を訪ねるようとの指示があり、道仲は備中屋に赴いたはずである。この場合、割符主は備中屋彦五郎と二郎四郎の二通りの可能性があるが、割符の発行に關与しておらず資産を管理しているだけの彦五郎を割符主と呼ぶのは相応しくない。裏付をした割符主は錢主の二郎四郎であると考えるのが妥当である。錢主の二郎四郎にとっても、代理人が発給した割符を換金する前に確認するのが安全ではなからうか。

従来の研究は割符の運用における割符主の役割に注目し、振出人や支払人として説明を加えてきた。確かに割符主の現れ方は史料eと史料iとで異なっている。史料eでは割符主が備中国にいて新見荘に割符をもたらし、史料iでは割符主が畿内にいて割符に裏付をしている。しかしこの違いは「預かり型」と「かわし型」で割符主の現れ方が異なっているだけであり、錢主という観点を導入すれば統一的に理解できるのだ。史料が僅かであるうえに推測に頼るところもあるが、割符主は錢主の呼称であると考えるのが良い。

以上のことから、割符は割符主の資産を割き取って別の人物に移転するための文書であると定義することができる^⑩。本節の最後に割符の取引を【図3・4】に示す。

3 割符の淵源

前章・本章で検討した割符の様式・機能に関する知見をもとに、本節では割符の起源について考察を試みたい。

一一世紀には現物を授受する代わりに返抄や下文を手形のように用いることがあった。例えば大藏省が料物の下行に用いる切下文や、東大寺が封物の仮受領証として発給する仮納返抄は、手形として用いられることもあった。^⑩ 桜井英治氏は返抄・下文と割符とが別系統であることを論じているが、それは妥当であろうか。

割符には「預かり型」と「かわし型」があることに注意したい。文面を見るならば、「預かり型」割符は預状であり、受取状という点において返抄と共通している。また燈油納所返抄のように、一一世紀の返抄には一五世紀の割符と様式的な共通点を持つものがある。ただし燈油納所返抄は単純な返抄であり、手形的に用いられたものではない。しかし仮納返抄が手形として用いられたように、返抄は手形として機能する可能性を潜在的に持っている。一一世紀の返抄と一五世紀の割符との間には機能的かつ様式的な共通性が存在している。

一方「かわし型」割符のうち割符A Eは彦五郎に支払を依頼しており、支払の指示という点で下文と共通している。また割符D Fは支払を約束しており、現実には割符を提示された人物（具体的には彦五郎）に対する支払の指示書として用いられているが、将来の自己に対する支払の指示である。下文について見れば、例えば、『雑筆要集』に載せる結解の雛形では「替米」に「下文」が用いられている。^⑪ 割符のような加判・捺印を下文に確認することはできないが、下文を「かわし型」割符の淵源の一つに求めてよいだろう。^⑫

割符に「預かり型」「かわし型」の二つがあることは、割符の起源が単一ではないことを示している。返抄・下文を手形として用いることのなから、手形の機能に相応しい様式が生み出され、割符と呼ばれるようになったと考えてよいだろう。返抄・下文から割符までの間を埋める必要があるものの、そこには様式上・機能上の影響関係と一定の様式に収斂

する作用が働いているのであろう。²²⁾

また返抄と割符の料紙にも注意したい。燈油納所返抄は切紙に書かれていた。割符は正文が残らないために料紙の形態を推測するのが難しい。しかし割符は敷衍しか書かれておらず、切紙であった可能性が高い。この推測が妥当であれば、切紙に捺印もしくは加判された文書として、燈油納所返抄と割符の様式は更に近いものになる。²³⁾

料物を下行する下文にも切紙を用いることがあったと考えられる。例えば長保二年（一〇〇〇）正月五日に朝廷が冷泉院御八講の布施料を貸した時、冷泉院別当に「短冊」を渡して料物の授受を行っている。²⁴⁾ この「短冊」は美濃国司が進上した元日禄料絹の下文であった可能性が高い。万寿四年（一〇二七）二月二十八日に上東門院が道長の四七日の法会を営んだ際、布施の絹糸の上に「八木短冊」と思われる「文」が置かれていた。²⁵⁾ 法会の場に布施として米を置く代わりに、米の「短冊」を置いたのである。この短冊は米の下行を命じる下文ではなからうか。この二例から、切紙に書かれた下文を手形として用いる場合があったことがわかる。

仮納返抄にも切紙に書かれたものがあり、手形として用いられる文書に切紙を用いたと考えることもできる。しかし料物下行の下文や料物納入の返抄は切紙に書くことが多かったのである。切紙に書いた下文・返抄の中に手形として用いられるものが現れ、捺印・加判を使用する作法とともに、料紙の使い方も割符に継承されたのではなからうか。²⁷⁾

- ① 中世における「銭主」は借錢における貸主のことである。割符を貸借関係の一形態として説明することは可能であるが、本稿は割符を貸借関係で説明するものではない。通常の貸借関係を含めた、中世の諸取引の検討は改めて行いたい。

② 宇佐見「割符考」前掲（二四一頁）が「オーダーメイド的な割符」と評したことは妥当である。

③ 応永一八年閏一〇月七日太良莊代官朝賢注進状（東寺百合文書し八

二〇。本文では「就其候てハ、今度進上仕候割符三之内二下給候。廳彼割符主之方へ付候て、さひそく仕候処ニ、廳此仁、上落仕候間、京都へ罷付候ハ、御寺へ参申候て、さひふの日眼を領状仕候て、早々御料足進上申候ハんと堅申候間、如此重注進申上候。此仁料足の日眼おさし申候ハ、人お御こし候て、料足おめし候へく候。無沙汰者あるましく候」と述べ、追而書には「彼割符の日眼者、一ハ壬月十日、一ハ同十二日とさし申て候に、御心ミしかく御沙汰候て、彼さいふを

御下候とて、さいふぬし、めんほくなく候よし申候」と記す。この史料は辰田「年貢送進手段としての割符について」前掲により紹介・検討されており、割符主が在国していることも、期日を定めていることも、大文字屋の割符と同じである。ただし辰田氏は割符主が荷物を京都に運上したと想定するが、割符主は裏付の交渉に上洛しただけでなく、荷物の運送を伴っているとは限らない。

④ 大文字屋が預かった資産を運用するか否かは、割符とは別の問題である。

⑤ 桜井「割符に関する考察」前掲（二四八頁）。

⑥ 伊藤「割符のしくみと為替・流通・金融」前掲（五八頁）。伊藤氏の説明は難解な部分があるが、本文のように理解した。

⑦ 「かわす」は振替と表現することもできるが、振替という行為もまた語彙史の検討の対象となるため、移転と表現しておく。

⑧ この点においても、割符と船荷の対応関係を想定する伊藤説は、漕という不安定な要因が介入することになり、支払の約束と齟齬を来す。

⑨ 桜井「割符に関する考察」前掲。

⑩ 伊藤「割符のしくみと為替・流通・金融」前掲。

⑪ 宇佐見「割符考」前掲。

⑫ 「かわし型」割符は厳密には二つに分かれる。宇佐見氏が現代の小切手と約束手形を例に説明したように、割符A Eは支払いを備中屋に依頼するものであり、割符D Fは発行者が支払いを約束するものである。この違いは、銭主と発行者の関係で理解することが可能ではなからうか。割符D Fの常後とゆは殿の関係よりも、割符A Eの発行者と二郎四郎の関係が親密である。割符A Eの発行者は銭主の代官とも言うべき立場にあるため、備中屋に銭の支払いを指示することができる。

一方、割符D Fの発行者である常後は、銭主の銭を預かっているため、

自身が支払いを約束することになったのではなからうか。

⑬ 「預かり型」割符は判が、「かわし型」割符には印判が用いられている。この対応関係に意味があるかどうかは、今後の検討課題としたい。

⑭ 桜井「割符に関する考察」前掲（二五二頁）、宇佐見「割符考」前掲（二九頁・二五〇頁註②）、井上「割符のしくみとその革新性」前掲（五一頁・六一頁註⑤）。

⑮ この「国の割符ぬし」と同じく割符主が在国している事例が応永一八年閏一〇月七日大良荘代官朝賢注進状（東寺百合文書八二）に見える。本章註③参照。

⑯ 「最勝光院方評定引付」応仁二年正月一八日条（県史二一七七頁）。

⑰ 割符は、二つの型があるように、様式を示す言葉ではなく、機能に即した呼称である。割符の語義について、山田徹氏より「割き取る符」ではないかとのご教示を得た。この「符」は下達文書を意味する「符」ではなく、「護符」の「符」ではなからうか。なお保立道久

「切物と切銭」（三浦古文化）五三、一九九三年）も参照。また符を「おしてふみ」と訓む問題については、山本崇「オシテフミ考」（奈良文化財研究所編・発行『文化財論叢』IV、二〇一二年）参照。

⑱ 佐藤「国家財政・徴税と商業」（『日本中世の黎明』前掲、発表は一九九三年）。研究史についてもこの論文を参照。

⑲ 桜井「日本中世における貨幣と信用について」（『歴史学研究』七〇三、一九九七年）。

⑳ 『雑筆要集』には「十石替米料、ム丸請、十二月一日御下文」とみえる（『続群書類従』第一一輯下）。なお替米の専論として品治重忠「替米について」（『東京都立大学法学会雑誌』四四一、二〇〇三年）を参照。

㉑ 天喜三年一月一日東大寺牒（京都大学所蔵文書、『平安遺文』七三七）は近江国司に封物の下符を求めたものであるが、額面に封と朱

書されている。この文書は督促状であり下行を命じる下文ではないが、返抄以外にも丹封が用いられたことが分かる。下文の実例は残されていないが、返抄と類似した作法があったのではなからうか。

② 「預かり型」割符に加判があり、「かわし型」割符には捺印されていることは、返抄と下文という起源の違いに対応しているのかもしれない。そのうえで、似通った様式に取斂したと考えることができるだろう。

③ 割符が、東大寺返抄（仮納返抄）のような寺家の返抄ではなく、納所返抄と様式的相同性を持つていることは、割符を利用する人々と納所の担い手との継承性を意味している。これは納所預のような人々が

中世の金融・商業に関与するようになるという想定（佐藤「国家財政・徴税と商業」前掲）を支持する。

④ 「権記」長保二年正月五日条。

⑤ 「小石記」万寿四年二月二十八日条。

⑥ 仮納返抄の料紙には堅紙も切紙も使われている。

⑦ 一一世紀の返抄・下文と一五世紀の割符には時間の隔たりが大きい。しかし保立「切物と切銭」(前掲)が一二世紀における切銭の使用を明らかにしており、切銭の運用には手形の使用が想定される。返抄・下文が手形として用いられながら、割符と呼ばれる機能に特化し取斂する過程を史料の空白期に求めることができるのではなからうか。

四 割符の発行と決済

1 割符の発行

前章までの検討を踏まえて、割符の発行や決済における割符主や割符屋の動きについて検討を加える。辰田・伊藤両氏が論じるように、割符は年貢進上のために発行されるのではなく、第一義的には商人が買い付け資金を獲得するために発行される。本節では六通の割符案を「預かり型」「かわし型」という二つの型に分け、割符の発行を割符主つまり銭主の行動形態と関連づけて考えてみたい。

「預かり型」割符は割符主みずからが商人として地方に赴く場合に用いられた。従来の研究でも割符BCは畿内で発行され備中に持ち込まれたと理解されている^①。

「かわし型」割符は割符主の代理人が発行しているが、代理人が商人として地方に下って割符を発行したのか、畿内にいる代理人が地方に下向する商人が発行したのか、確定するのが難しい。これは割符の発行場所の問題に止まらず、商人

が地方において割符を発行したかどうかという事柄に関わる。

桜井氏は割符ADEFも畿内で発行されたと考えているが、その論拠は支払地が堺であることなどであり十分ではない。早島氏は割符Eに追記された差出書に「ひつ中」と記されていることから備中での発行を指摘するが、この「ひつ中」が差出人の所在地を意味するとは限らない^③。伊藤氏は新見荘の三職が割符の取得を予期できたことを根拠として割符発行者が備中に滞在していたと論じており、新見荘の実情を検討しても蓋然性が高い^④。そうであれば、割符主の代理人である常俊らが商人として備中に下向し、そこで割符を発行して資金を調達し、商品を買付けたということになる^⑤。

このような理解は、伊藤氏が論じるように、割符が複数の人々の手を介して都鄙を流通したとする桜井説と対立する。割符の流通を否定することはできないものの、それは限定的であつたのではなからうか^⑥。

2 割符の決済と商品運漕

割符運用の基底に商品運漕があるという辰田・伊藤両氏の認識は正しい。しかし一回ごとの商品運漕と割符の支払とが対応するという理解には必ずしも賛同できない。すでに述べたように、割符AE・DF・BCは支払資金が準備されており、一回ごとの商品運漕に応じて支払われるわけではない。

しかしその一方、荷物と連動して支払われる割符も確かに存在する。寛正五年(二四六四)一月に本位田家盛は二五貫文を進上するため、一〇貫文の割符を二つ、五貫文の割符(半割符)を一つ送った^⑦。これについて東寺は次のように新見荘に伝えている^⑧。

j 抑御年貢廿五貫文割符、運送目出候。但此内半割符者、本主撰津国ニ候。又荷も未京着候間、裏付を不沙汰候。今度之便宜ニ御左
右被仰候。仍廿式貫文、夫賃、共ニ請取出候へく候。

一〇貫文の割符二枚に裏付を終え、東寺は請取を出した。しかし半割符は本主が撰津国におり荷物も京都に届いていないために裏付されなかった。荷物の京着を待つことになったものの、翌年になっても割符屋で問答している。^⑨この半割符は商品運漕に連動して支払われる割符であった。一方、一〇貫文の割符は割符主が別であったか、荷物を待たずに支払のできる割符だったと推測される。

一五世紀には、支払資金が準備された割符と、商品運漕を待つて決済される割符とが併存して用いられていた。AとFの割符案は前者の事例であり、後者に用いられた割符は残されていない。しかし一回ごとに決済する場合、史料Jの「本主撰津国ニ候。又荷も未京着候」という情況からは、本主つまり割符主が荷物に付き添っていると考えられる。その割符は「預かり型」が適している。

運漕の遅延や荷物の未着が違割符の原因になるとすれば、運漕と連動した割符は安定性を欠く。それに対し、商品運漕と連動しない割符は安定性が高かった。例えば割符B Cは予定より一年以上も遅れて大文字屋に届けられたため違割符になりそうになったが、裏付期日の交渉によって支払われている。^⑩この安定性の違いは、定額割符と半割符という割符の違いにも対応し、さらに商人の活動形態にも照応しているのではなからうか。

割符によって資金を得た商人は、買い付けた品々を畿内で売却し、その代金が商人の資産に加わり、その一部が割符の支払に充当される。支払用の見銭が担保されている割符と、商品の運漕を待つて支払われる割符との違いは、商人の資力によるとも、商慣習の違いによるとも考えられる。小規模な商人は運漕ごとに割符を発行して支払を終える方が安全であり、大規模な商人は運漕によらず支払用の見銭を準備しておく方が合理的である。

また割符主と割符屋の間で一回の運漕ごとに決済するのか、一定の期間における複数の運漕を一括して決済するのかによって、割符の取り扱いは変わってくる。^⑪資金力が豊かで割符屋との取引が安定している割符主は一枚一〇貫文の定額割符を使用するのが合理的な運用ができるが、そうでない割符主は資力に応じた額面の割符を一回ごとに決済せざるを得な

い。定額ではない割符は、半割符のほか、寛正五年（一四六四）九月二二日本位田家盛書状に三貫文の割符が見えている。^⑫ 定額割符であることが割符の信用を高め、定額割符を発行できることが商人の信用を高めた可能性がある。

多様な商人や商業の形態が想定できるのであるが、割符の決済における二つの在り方は商人の二つの範型として理解できるのではなからうか。^⑬

二つの支払方法について、割符の初期の史料であり、建武元年（一三三四）と推測されている新見莊代官の明了の書状に触れておきたい。^⑭ この書状から伊藤氏は、商品を売却した代価を支払いに充てる割符と中央に担保された銭を支払いに充てる割符とがあることを明らかにした。^⑮ それは、一五世紀と同様の割符運用の二形態が、一四世紀前半には存在していたことを示している。割符の運用がさらに鎌倉期にまで遡ることは確実であろう。ただし明了書状には大文字屋・備中屋のような割符屋の存在が見えない。

割符の運用においては、商人とともに、割符の発行や裏付・換金という局面に現れる大文字屋や換金を担当する備中屋の存在が重要である。寛正五年に違割符となった半割符について東寺が割符屋で問答したのは、割符屋が荷物についても知りうる立場にあったからである。この割符屋は荷受を担っていたはずである。大文字屋が荷受をしていたことは第一章で推定したが、備中屋も荷受を行っていたのではなからうか。割符屋は割符主の資産を保管するとともに、商品の荷受や保管も行っていたと考えられる。つまり割符屋は問丸でもあった。『庭訓往来』には「泊々借上・湊々替銭・浦々問丸、以割符進上之、任升載運送之」との一節が見える。^⑯ 一つの実体が問丸・替銭・借上という三つの機能を組み合わせながら、港湾に存在していたのであろう。^⑰ それを前提として、南北朝期から室町期にかけて、替銭と問丸の機能を統合して割符屋が成立するのではなからうか。

3 割符の経費

第一章で見たように割符は換金の手数料が計上されていない。では割符の発行についてはどうだろうか。桜井氏は、史料に見える「夫賃」「割符賃」から割符の発行に手数料がかかったことを論じている。しかしその理解は適切であろうか。^⑮

まず夫賃について検討する。寛正五年（一四六四）一月二四日本位田家盛年貢銭送状は、割符三つ（二五貫文）を送ったものであるが、一割の「夫チン」を加え、二七貫五〇〇文分の年貢納入に相当することを述べている。^⑯このうち半割符は違割符となり、東寺は二〇貫文を受け取った。ところが寛正五年一月九日東寺書下案では、一旦は夫賃を計上しながら削除している（史料）。東寺の側では夫賃を認めていないのである。一方、文正元年（一四六六）分の新見荘年貢算用状では割符ごとに一割の「チン」を計上している。^⑰この「チン」も夫賃であろう。割符の夫賃については、荘園側と東寺側とで認識の相違があった。

一般に、年貢として種々の物品を運送するには運賃が必要である。それは荘園領主の収入にはならないが、必要経費として荘園が納入した年貢額に含まれる。割符の夫賃も、割符を運ぶ経費と考えて問題はない。しかし割符は東寺への使者や京上夫が持参することが多く、見銭の輸送と異なり、割符の送付に夫賃は不要である。新見荘にとって一割の夫賃つまり年貢運送費は京上年貢から控除された在地留保分となるが、東寺にとっては納められる年貢総額がその分だけ減少することになる。東寺が夫賃を認めたとはいえない。

次に割符賃について検討する。応仁二年（一四六八）正月一日、東寺は割符Aに裏付をするため、道仲に路錢三〇〇文を下行して堺に遣わした。^⑱一八日に道仲は裏付・換金の結果を報告した（史料）。道仲は受け取った見銭を淀の者にかわし、京都六角で見銭を受け取るよう手配した。道仲は東寺に対し、三人を雇った経費一〇〇文（二〇疋、逗留の糧物として一〇〇文、「境ヨリ京マテノ割符賃」四〇〇文の計六〇〇文を要求したが、東寺の下行は「粉骨分」二〇〇文のみで

あった。この「割符賃」は東寺が支出を認めていないことから、道仲の負担した費用ではなく、割符の夫賃として道仲が請求したのではなからうか。

割符に関する経費には、割符の発行・取得および支払における手数料が現れてこない。割符で見銭を調達する側にも、割符で見銭を送金する側にも、双方に便宜のある取引手段であるため、割符は手数料を要しないのである。桜井氏が論じた「中立的機能」は割符に本質的なものではなからうか。²²⁾

- ① 割符B Cは桜井氏・宇佐見氏・早島氏・伊藤氏ともに広瀬で発行され備中に持ち込まれたと考えている。なお宇佐見氏は備中で発行された可能性を考慮している。
- ② 桜井「割符に関する考察」前掲(二四九頁)。
- ③ 早島「割符と遠隔地交通」前掲(一一二頁)。
- ④ 伊藤「割符のしくみと為替・流通・金融」前掲(五七頁)。ただし東寺と新見荘の間を文書が往来する日数を考えると、割符が畿内で発行された可能性は残されている。
- ⑤ 備中で割符を発行したのであれば、常後らは印を携帯していたことになる。印の保管・携帯という点から割符の発行場所を推測できるかもしれない。この点は今後の検討課題である。
- ⑥ 伊藤「割符のしくみと為替・流通・金融」前掲。なお新見荘の三職が堺の割符を用いたのは、応仁の乱により政情が緊迫するなかで、備中が細川氏の領国であり、堺も細川氏と関係があったからではなからうか。
- ⑦ (寛正五年) 一一月二四日本位田家盛年貢等送状(県史四一一)。
- ⑧ (寛正五年) 一一月九日東寺公文所書下土代(本位田宛。史料二九〇・県史四一三)。なお(寛正五年) 一一月九日東寺公文所書下土代(三職宛。史料二九一・県史四一四)も参照。
- ⑨ (寛正六年) 東寺公文所書下土代(史料二九二・県史五九二)。
- ⑩ 「最勝光院方評定引付」応仁二年三月二三日条(県史一一八〇頁)に「新見庄ヨリノ割符、広瀬大文字屋申云、廿ヶ日ハカリ有御延引者可裏付仕。不然者可進放状之由申之旨、致披露之処、廿日ハカリトモ被問答、裏付ヲサセラルヘキ由、衆儀治定了」とある。
- ⑪ 個々の割符が商品の運漕と対応していなくとも、商品の買付・売却の状況によっては支払に当てる見銭が足りなくなることもありうるだろう。また割符屋と割符主の間では、平安時代の封物納入において園司と封主との決済に用いられたような結解が作られていたはずである。割符主が割符屋に依頼した駄賃は、結解に立用することで処理されたのであろう。また割符屋は複数の割符主と同時並行的に取引をしているはずであり、割符主の集団が割符屋を構成していると見なすこともできるだろう。また「土倉方一衆」のように割符屋が集団として取引網を形作っていた可能性は高い。
- ⑫ (寛正五年) 九月二二日本位田家盛書状(史料二八〇・県史四〇〇)。
- ⑬ 定額ではない割符は新見荘以外でも見えている。井原今朝男「東国荘園の替銭・替麦史料」(『日本中世貨幣史の研究』東京大学出版会、二〇一一年。発表は一九八七年)を参照。
- ⑭ 祐清の前に新見荘に下向した寺使の子蔵も年貢の京進に割符を用い

たが、寛正二年（一四六二）には「京さいふなく候て、ひやうこさいふおとり進上申候」と述べている（寛正二年）一〇月一〇日丁藏書状、東寺百合文書サ・八六、県史三四六）。堺の備中屋を除くと、交通の拠点であり、その商業的連関の中に大文字屋も含まれていたと考えられる。割符の二類型である「預かり型」と「かわし型」は、大文字屋と備中屋という割符屋の違いに止まらず、淀川水系と堺との商慣習の違いを反映している可能性がないだろうか。

⑭ 六月二五日明了書状（百合ル二二一、県史八〇）。年代比定は網野「貨幣と資本」（『網野善彦著作集二』岩波書店、二〇〇七年。発表は一九九四年）による。

⑮ 伊藤「割符のしくみと為替・流通・金融」前掲。

⑯ 『新日本古典文学大系 座訓往来・句双紙』（岩波書店、一九九六年）。なお釈文については佐藤泰弘「座訓往来、三百年の誤読」（『日本史研究』五三〇、二〇〇六年）を参照。

おわりに

本稿が明らかにしたのは割符の様式と機能の基本的な事柄である。限られた史料による考察であるが、割符の運用や割符屋の活動は一荘園を超えた事象であり、当該期における信用取引の一般的な様相を垣間見ることができるといえる。

これまでの諸研究が商品運漕に注目したことは正しい。しかし符丁説・割印説によって一箇の割符と一回の運漕を厳密に対応させたため、割符の運用や商人の活動に関する理解が複雑化し硬直化してしまった。商品の運漕が割符の運用を基底で支えていることは、個々の割符に特定の商品が対応していることを必ずしも意味しないのだ。

割符が機能する前提には、地方から中央へと年貢銭が定期的に進上されること、その継続が予期できることが必要であ

⑰ 佐藤泰弘「借上の予備的考察」（『甲南大学紀要文学編』一二四、二〇〇二年）。

⑱ 桜井「割符に関する考察」前掲（二五七・二五八頁）。桜井氏は夫貨を割符取次人等の収益と解釈している。

⑲ 『寛正五年』一二月二四日本位田家盛年貢等送状（史料二八八・県史四一一）。

⑳ 応仁元年五月一八日新見荘文正元年年貢算用状（県史二二二）。この算用状に計上された「割符取酒直」二〇〇文は、割符を取得するために働いた新見荘関係者への振る舞いであろう。少なくとも割符の発行や取次の手数料であるとは考え難い。

㉑ 「最勝光院方評定引付」応仁二年正月二日条（県史二一七六頁）。

㉒ 桜井「割符に関する考察」前掲（二六一頁）。割符は利息付替銭とも異なっており、純粋に資金を移転できる方法であった。なお大文字屋や備中屋は見銭・荷物の保管および売却において収益を得ていたのではなかろうか。

る。それと並行し、割符と引き替えに得た見銭によって商人が地方で商品を買付け、それを畿内に送って販売するという動きがある。年貢銭の京進と商品の京進の二つが割符を存立させているのである。なかでも莊園年貢の京進は制度化・構造化されたものであり、割符の運用は莊園制によって担保されていると言ってもよい。このことは伊藤氏が的確に論じており、新たに付け加えることはない^①。しかし大情況の理解のみでは論理的に演繹される範囲に止まっている。

見銭に注目すれば、割符の使用が見銭の都鄙間流通を抑制していることが分かる。見銭が都鄙を流通していることは確かであり、割符による価値の移転と見銭の流通によるものとの定量的な検討も容易ではない。しかし割符を用いることで地方の銭は地方に滞留し、畿内の銭は畿内に滞留する。つまり見銭は地方・首都の一定の経済圏の内部で流通し、見銭の流通圏が生まれることになる。それは畿内のような一定の経済圏を活動の場とする商人が存在することでもある。

東寺が割符による年貢京進を求めている理由は、この銭の流通圏がもたらす貨幣の地域性に関係しているのではないだろうか。例えば備中国と畿内では流通している見銭の種類・品質や、一縷の銭縷に用いられる銭種や枚数が同じとは限らない。物品としての銭は、備中で通用するものが京では嫌われるかもしれない。備中の一貫が京の一貫として通用するとは限らない。その場合、割符による年貢の送金は、銭の物品性を捨象して純粹に価値を移転する手段として、有効かつ安全な方法である。また割符を用いることによって、銭を動かす必要性が少なくなる。これは埋納銭の問題とも関連するだろう。

割符に見える小さな違いに注目することにより、商人や割符屋の実態および商慣習の違いについて検討する手掛かりを得ることもできる。商人の規模によつて割符の運用にも違いがあり、大規模な商人ほど割符を安定的に運用できる。割符屋も多くの商人と取引をするほどに効率的で合理的な運営が可能になる。山崎広瀬の大文字屋は淀川水系に取引網を持っている。堺の備中屋は、納屋衆の前身に当たるのであろうが、大文字屋の取引相手には含まれていないようである。東国・北陸との取引で活躍する割符屋もあつただろう。

割符の使用が確認できる史料は一四・一五世紀のものである。しかし価値基準が現物貨幣か銭貨かという違いも重要であるが、信用取引の継続的な進展を重視すべきではなからうか。信用取引の手段は、返抄・下文から割符を経て近世の手形へと形を変えながらも継続し深化していくと考えられる。換言すれば、割符屋を営む人々と彼らの経営手法は、平安時代の納所から問丸・借上・替銭を経て生まれ、近世の初期豪商へと続くのであろう。

この一五世紀から前後の時代を見通した時、そこから逆にこの時期を照射した時、どのような光景が浮かび上がるだろうか。

① 伊藤「割符のしくみと為替・流通・金融」前掲。なお荘園制の解体によって割符を運用する基盤が失われるとしても、一五世紀の慣行が一六世紀に継承されたのか否かを検討すべきであらう。なお本稿では

割符に限定して考察したため、室町期の流通に関する諸研究を十分に検討できていない。この点は今後の課題としたい。

【付記】校正に際し、品治重忠「替銭と割符」（『法学会雑誌』四六一、二〇〇五年）に気付いた。中世の替銭・割符を幅広く検討しており、参照していただきたい。

（甲南大学文学部歴史文化学科教授）

Medieval Japanese Promissory Notes:
Regarding the *Saifu* of the Niimi-no-shō Estate

by

SATO Yasuhiro

When local estates (*shōen* 莊園) sent money to landlords (*ryōshu* 領主) in Kyōto during the 14th and 15th century in Japan, a variety of promissory notes or bills of exchange, called a *saifu* 割符, was used. There are few primary sources dealing with the *saifu*, but in documents which have ended up in Tōji-Temple we can find some manuscript copies of 15th-century *saifu* sent from the Niimi-no-shō estate in the province of Bitchū to Tōji in Kyoto and letters and records written by those who dealt with them. Many scholars have examined these documents, and in their arguments they have reached the following consensus.

First, the *saifu* were used by merchants in the capital area to obtain money in local areas. The merchants received money in exchange for the *saifu* and purchased goods in local areas to send and sell in the capital area.

Second, the *saifu*, which was exchanged for money, and the goods, which were bought with the money, had a one-to-one correspondence. So when the *saifu* was cashed, the proceeds of those goods were allotted.

Third, because *saifu* and goods were exchanged on a one-to-one basis, to make that equivalence evident, tally impressions and individual stamps, known as *wari'in* 割印 and *fuchō* 符丁, were recorded on the *saifu*.

As a result of detailed examination of the *saifu* of Niimi-no-shō, I clarify in this paper that the first point is sound but the second cannot be applied to all *saifu* and thus the third point is unsustainable.

First, a *saifu* was written on a small piece of paper that contained the amount of money and the date of issue over which a stamp (*in* 印) or a kind of signature (*han* 判) were imprinted. Because these stamps and signatures were considered tally impressions and individual stamps in previous scholarship, it was hypothesized that *saifu* and goods had a one-to-one correspondence, and the use of the *saifu* was explained as a complex process. However, this argument is unsustainable. Compared with the similar stamps and

signatures which are seen in the 11th century receipts called *henshō* 返抄, those of *sai fu* were not tally impressions and individual stamps but imprinted simply to attest the authenticity of *sai fu*.

Next, the *sai fu* was used to transfer money from the original holder into the hands of a third party. In regard to the place and function of the people involved in the *sai fu* trade, previous scholarship was confused, but this study succeeds in clearly explaining the use of the *sai fu* based on a correct reading of the historical sources. There were two cases in which *sai fu* were employed depending on the relationship between the possessor of the money and the merchant who used the *sai fu*. The first case was when the possessor of the money was a merchant. The merchant would deposit money with a *toiya* 問屋 (a kind of warehouseman and additionally a wholesaler) in the capital region, receive a *sai fu* from the *toiya*, and then in exchange for the *sai fu* obtained money to purchase goods locally. The second case was when the merchant and the possessor of the money were not the same person. A merchant who was entrusted with money by the owner who wanted to use the funds would issue a *sai fu* in a locality, and receive money to purchase goods. The common element in both cases is that in exchange for *sai fu* the merchant received the tribute money (*nengusen* 年貢錢) to be sent to the capital from estates in a local areas. The managers of the estate who received a *sai fu* would send the *sai fu* to the landlord (*ryōshu*) in the capital. The *ryōshu* who received the *sai fu* exchanged it at the *toiya* for money. In the first case, it would be the *toiya* at which the merchant had deposited money, and in the second case, the merchant who issued the *sai fu* specified the *toiya* who held on deposit the money of the owner.

Next, I deal with the relationship between the *sai fu* and transport of goods. In earlier studies it was not realized that the manner of use of a *sai fu* varied according to the size of the merchants' operations. For that reason, the funds allotted for the payment of a certain *sai fu* were understood as the proceeds of goods that had been bought with the money obtained in exchange for the *sai fu*. In fact, there were some *sai fu* whose use was just as described above, but this was the case of small-scale merchants. In the case of large-scale merchants, the assets managed by the *toiya* were allotted for the exchange of *sai fu* regardless of the state of the shipment or sale of the goods. When viewed formally, the role of the owner of the money was different in two cases. However, when viewed as a practical matter, in both cases these were regular transactions in which the *toiya* stored and sold the goods sent from local areas by the merchant, and it was the *toiya* that processed the

exchange of money for *sai fu* as part of a transaction.

Fishing by the Medieval Katata Estate,
as Seen from the Standpoint of Lake Biwa's Natural Environment

by

SANO Shizuyo

Katata estate in the province of Ōmi is well known as having been a *mikuriya*, a specially designated estate to provide resources, of Kamo Shrine, but there has been debate about how to assess its fishing in the early medieval period. In previous scholarship there were some who took the position that saw it as a community with special privileges to fish freely in Lake Biwa, but an opposing view held that such privileges had not been established in the early medieval period and that the Katata fishermen constituted instead a rather weak group. Given the limited number of historical sources, in order to understand the reality of fishing during the medieval period, we must deepen our interpretation of written sources in light of natural conditions. Regarding the natural conditions of Lake Biwa in particular, there is one aspect unlike those of any other body of water in Japan: because it is an ancient lake with a history of over 4 million years, there are endemic species that evolved uniquely there and that were important objects of fishing. In addition, as it has a depth that reaches 100 meters as a result of it having been created by several geological faults, the various features of the lake bottom became important locations for endemic livelihoods. Having considered the geological features of Lake Biwa and the ecological behavior of varieties fish inhabiting the lake in this fashion, I attempt in this paper to reproduce the technological stages of fishing in each age and make clear the position of Katata estate in terms of medieval fishing.

In this paper I use the fishing disputes between medieval Katata and the estates of Otowa and Sugaura as objects of analysis, and reproduce the fishing technology possessed the Katata fishermen from the types of fish caught and the fishing season. As a result, I realized the key to understanding the fishing at Katata in medieval times was the fishing technology that